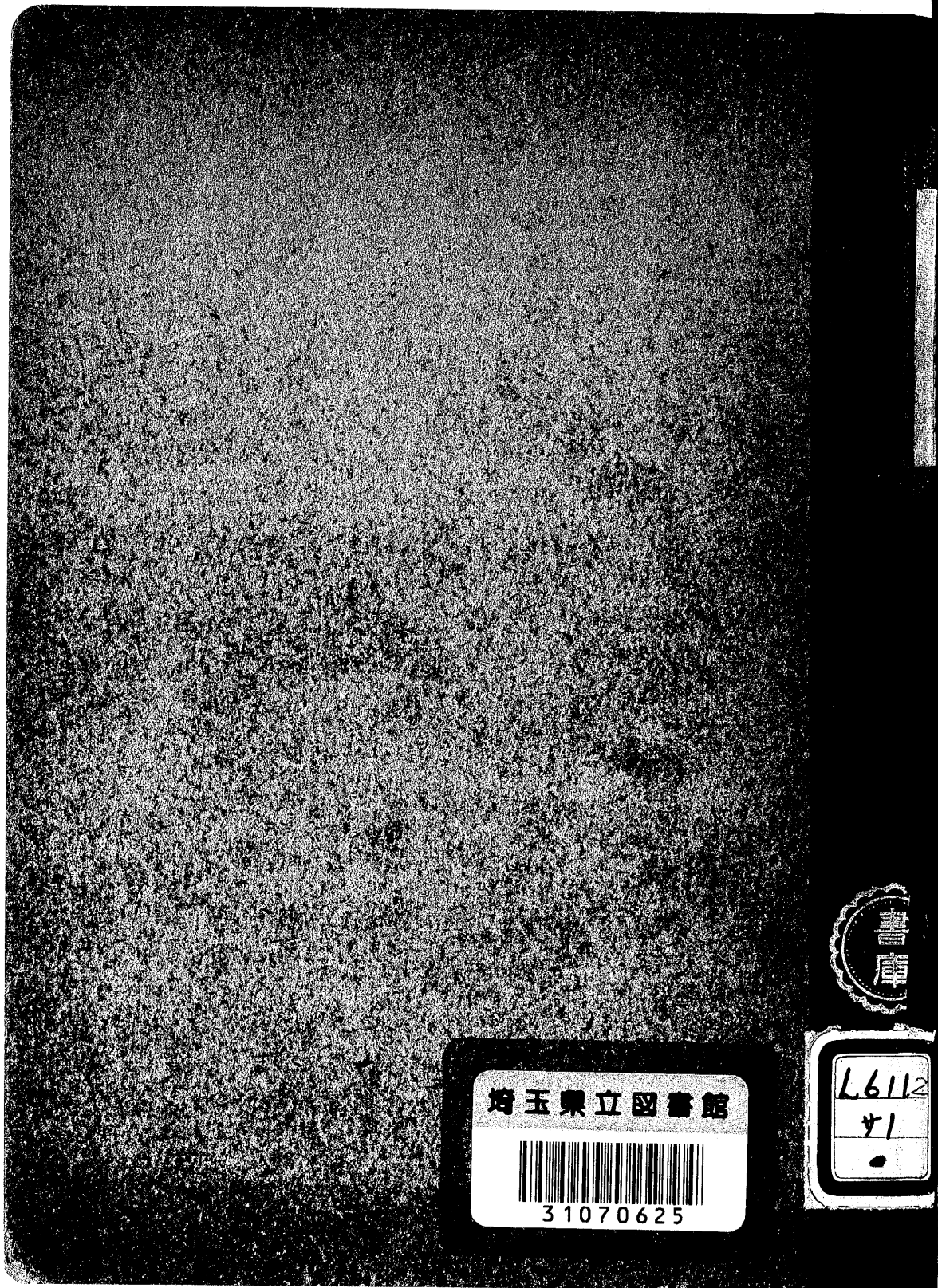


埼玉県に於ける家守小作

1936年



10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

書庫

埼玉県立図書館



31070625

L6112
41
.

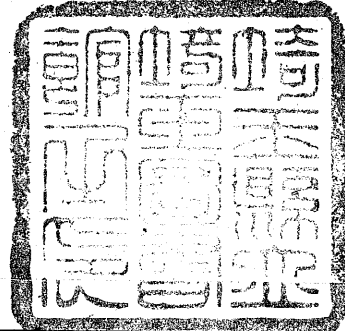
1805

昭和十一年三月

埼玉縣に於ける家守小作

埼玉縣經濟部

26.11
17



頁	行	誤	正	頁	行	誤	正
五	七	御公儀人夫	御公儀人馬	二四	一	委託	委託
七	一四	阿勢く路	阿勢く路	二八	七	役免引	役免引
九	一三	文八	文入	二八	一五	農繁期	農繁期
九	二一	請負人	請人	三〇	二	異動	移動
〇	二〇	御若勞	御苦勞	三四	四	區裁判に	區裁判所に
四	八	堪辨	勘辨	三四	四	役免料	役面料
一五	四	御用無方加印	御用方無加印	三七	四	茨木縣	茨城縣
二〇	一四	諸役人足給	諸役人足給				
二四	五	受負小作	請負小作				

正誤表

1392

本縣北葛飾郡の一部に於て家守小作なる特殊慣行あるを以て其の沿革並に現狀を調査し之れを取纏めたるものなり

昭和十一年三月

埼玉縣經濟部

目次

- 一、緒言……………一
- 二、家守小作の沿革……………二
- 三、家守小作の現状……………二四
- 四、小作争議より見たる家守小作……………二九
- 五、結語……………三四

附録 家守小作分布圖

埼玉縣の家守小作

一、緒言

本縣の東部北葛飾郡の一部に於て家守若くは地守と稱する小作慣行がある。今家守小作なる名稱に就て見るに地方凡例録に「家守小作と云ふは田畑反別多く小作人入るとき地主世話届き兼るゆえ小作の世話人を立て之れに附置世話を致させ小作地の内何反歩と極め家守給に作らせ年貢諸役は地主にて勤む尤も受人を立て家守受狀を取家守給の外小作は外並に小作證文を差出さず、若し小作滞り出入に及びし時小作證文に請人加印有て家守受狀通りの小作證文なれば當人受人兩人濟方申付滞に於ては兩人とも身代限り申付るなり」とあり。小野武夫氏は農村社會史論講に於て小作地の管理方法に基く分類の内に「家守小作とは廣大な小作地を有する地主が自家の内に小作管理人たる家守を置き小作地の事は萬事此家守をして管理せしめ其の報酬として自己の持地を無料にて小作せしむるものを云ふのである。越後地方の支配小作又は代家小作が之に當る」と述べ又明治十八年小作慣行調査抄には「家守小作とは小作地多きが爲小作世話人を置き右地の内若干歩を家守給として小作せしむるを云ふ」とあり。

以上の説明は何れも地方凡例録を基とせる如く要するに大地主が家守に小作地の管理を委託し其の給與と

して小作地の若干を無料にて耕作せしむる制度と云ふことが出来る。
 然るに本縣に於ける家守小作の場合を見るに從來地守と呼び前述せる小作地の管理關係よりは苟ろ小作地に賦課せらるゝ諸役（御公儀様人馬、高役、高錢、荳大豆、御六尺給米、御餅米、惣て小穀諸役入目村並役出錢諸色何）負擔の報酬として役給面と稱ひ地主より一定の米、金を支給するか小作地の一部を無料耕作せしむる制度に端を發し近世に至つては不在地主の土地を管理し之れが報酬を受くるもの若くは單に宅地を賃借せる農家をも家守と稱へ之れを地守と混同し現在には地守なる名稱より苟ろ家守と呼ぶるゝ事が多くなつた。今之れが沿革と現状を述ぶることとする。

二、家守の沿革

武藏野の東部葛飾郡は中古人民居住の跡ありと雖も足利以後戰亂相踵き水政の治まらざるに乘じ川流横溢海潮侵入して唯方今江戸川沿岸なる岳陵の邊に僅かに數部落を存し餘は悉く池沼と化し殊に庄内古川は中頃利根川の一派流として徳川氏の初期迄武藏下總の境をなし其の流域は口碑に據ると「流し江」と稱し湖沼の類なるべしと謂ひ現今にても田地の上層を反掘するときは「モツクレ」と稱する蕪藻の腐土が見える。其の治水村落の整理に至つては詳細を知ること出来ぬが惟ふに徳川氏の江戸入城以來大に治水政策を行ひ移民を奨励し今日の村落を形成したものと如くである。

西に利根川の流域を控へたる庄内古川の太井川（現在江戸川）に注ぐ河身は泥砂日に堆積し流下に便ならず出水あるときは兩岸に氾濫して被害多く随つて農村の發達を阻礙し大洪水に際しては利根川と共に江戸城下を脅かす等の危険があつた。

斯くて文祿年間利根川流域の整理を行ひ更に元和年間新川を開鑿し寛永十二年には權現堂川の改修及江戸川の新開を斷行し舟楫の便を得せしむと共に利根川渡良瀬川の洪水を常陸川と現今の江戸川に注がしめ水害を防ぐこととした、斯くて古利根は本流も支流も次第に淺瀬となり寛永の末年より北葛飾郡吉田村下宇和田の河口を塞ぎたる庄内古川は爾來一水溝と化し之れ等地方の惡水路となつた。其後幕府は更に利根川の改修に努め承應二年赤堀川を擴張して之れが本流を常陸川に移し寛保二年の大洪水に當りては諸侯に命じて利根川其他諸川の堤防修築を爲し以來數回に亘りて水路の改修及浚渫を行ひ銳意治水に努むる處があつた。之れと共に一面舊河川を利用し水路を開鑿して水利の便を得せしめ斯くて東部地方は徳川時代に於て著るしく開發され天正十八年徳川家康江戸城入城の當時は僅か六十七萬石なりし武藏野田地は伊奈氏の治水及墾田經營の功に依り百二十萬石に増加し約六十萬石の新田開發を見るに至り次の如く新村の成立を見た。

舊郡名	村		文政	年
	正保	年間		
葛飾郡	一九一	村	二七九	村
新庄郡	一八	村	三一	村
			二九〇	村
			三四	村

足立郡
入間郡
其他省略

三六二
一八五

四三二
二三四

四三二
二五七

四

斯く徳川幕府が治水開墾に努めたるは江戸の水害を免るゝ一方租税の増収を圖るにありしを以て原野は夫々之れを拂下げて開墾に當らしむることゝしたのである。従つて庄内古川を流域とする葛飾郡の沃野も亦寛永の江戸川改修に前後して各地より移住し之れが開拓に當るものを生ずるに至り慶安年間新田と化し延寶三年に檢地を行ひ新村を形成したものが多く、而して之が荒蕪地の拂下を受け企業に當りたる者は何れも多少資金を有した歸農武士であつた。今東武地方の舊家と稱する地主を見るに其の祖先は概ね江戸川の對岸たる下總東葛飾の臺地に一時土着し更に現在の地に定着したものが多く様である。神社に香取社多く寺院に千葉縣東葛飾郡東金野井村清泰寺の末寺が多數を占めてゐる等を以て見るも之れを立證することが出来る。拂下げた荒蕪地を開拓するに當つては勢ひ移民を集めなければならぬから此の移住民に對しては其の當時自給經濟の必要上高十石に相當する面積約一町五、六反内外の土地を貸與し其の一部に宅地を設け之れに附隨して田及畑を夫々開墾耕作に當らしめたものゝ如く今に尙其の状態が窺はれてゐる。此の移住民たる小作人に對し地主は屋敷、田、畑に賦課せらるゝ諸役を請負はしめ之れを地守と稱し其の報酬として役給面と稱ひ米及金品を支給し若くは小作地の一部に對し小作料を免除したのである。従つて諸役義務の重大なる時代であ

つたから其の請負に就ては頗る嚴格なる規定を設け地主は請人を附した諸役請負手形(第一、第三例)と共に田畑小作請負證文(第二、第四例)を徴してゐる。

諸役請負手形には先づ其の土地の所在地を「卯之御檢地御水帳面ニ甚兵衛名前ニ付申候屋敷ノ内ニ借地仕」と擧げ更に請負期間に就き「年季ノ儀ハ當己二月ヨリ來ル寅二月迄拾ケ年ニ相定」と明記し之れが役給面に就ては「諸役請負申度種々願申候者我等ニ御預ケ被下則爲役給面米一俵二斗八合金壹兩三分永百十七文ツ、我等諸役相勤申候内者被下候」と其の支給額を定め其の賦課せらるゝ土地の面積及高懸り物及夫役に關しては「田畑屋敷合一町五反七畝九歩之高ニ相懸リ申候御公儀人夫、高役、高錢、荏大豆、御六尺給米、御餅米、惣而小穀諸役入目村並役出錢諸色何ニ而モ相懸リ申候分不殘引請急度相勤可申候」と請負人の義務を明にし地上に存する樹木の保存管理に就ては「山屋敷廻リ竹木ハ不及申ニ田畑廻リニ御座候諸木差柳等ニ至迄枝葉ニ而モ貴殿ヨリ無下知而一本一技モ我儘ニ伐申間敷候」とて地上物管理の責に任せしめ其他地守の一身上に關しては「此文右衛門郷中御氣ニ入不申候敷貴殿御勝手地守附替被成候ハ、何時成共貴殿ヨリ小作ニ御預被成候田畑米金勘定仕其上何方誰之小作米金借金共ニ諸事滯茂我等共立會急度埒明ケ其ノ上文右衛門妻子共ニ我等方ニ引取貴殿之屋敷明ケ可申候勿論御公儀様御法度ノ義ハ不及申ニ内々御仕置何ニ而モ相背ケセ申間敷候」等の如く地守に各種の義務を負担せしめ之れに違背せる場合一切の責任を請人に負はしめる様夫々署名捺印せしめてゐる。

更に田畑の小作契約に關しては田畑小作請負證文に於て小作地の地目、面積、小作契約期間、小作料の種類及額納期等を規定し小作人を小作請負人と稱び地頭に對する年貢米金を納付せしめ其の殘餘を小作料として徴收して居つたのみならず「無遅々小作米金相濟シ申候ハ、何年モ此證文ヲ以テ御預ケ可被下候此證文貴殿所持被成候内ハ何年過共少モ異議申間敷候」と末尾にあり地守に於て不都合なき限り契約を更新し武家氣分の残つた地主が地守との間に主從的關係を生じ屢々小作人を備役に當らしむるなど封建的身分性を多分に含んだものと思はれる。

而して役給面に就ては左に掲ぐる實例第二及第四ノ(イ)は米金支給の實例、第二及第四ノ(ロ)は小作地の一部に就き小作料を免除したもの、様式であるが現在に至る迄其の形態を存するものは後者である。

第一例

入置申借地諸役請負手形之事

一、貴殿深輪村ニ所持被成候卯之御檢地御水帳面ニ甚兵衛名前ニ付申候田地屋敷之内ニ借地仕文右衛門我等請人相立差置申候此者何方ヨリ茂構申モノ無御座候萬一六ヶ敷義仕出シ候共貴殿ハ少茂御苦勞ニカケ不申我等立合埒明ケ可申候其上文右衛門妻子共ニ請人方引取可申候但年季之儀ハ當巳二月ヨリ來ル寅二月迄拾ヶ年ニ相定借地仕候右之年季明キ寅二月罷成候ハ、文右衛門妻子共ニ請人方引取可申候事

一、文右衛門義貴殿之田地之内借地仕罷在候ニ付御水帳面ニ甚兵衛名前之田地諸役請負申度種々願申候者我等ニ御預ケ被下則爲役給面米一俵二斗八合金壹兩三分永百拾七文ツ、我等諸役相勤申候内者被下候管ニ相定申上者御水帳面甚兵衛名前ニ付申候田地屋敷合壹町五反七

畝九歩之高ニ相懸リ申候御公儀様人馬高役高錢在大豆御六尺給米御餅米惣而小穀諸役入目村並役出錢諸色何ニ而モ相懸リ申候分不殘引請急度相勤可申候若シ滯リ御穿鑿ノ儀御座候ハ、貴殿ニ御苦勞ニカケ不申我等請人ニ相立候上ハ其埒明急度埒明ケ可申候事

一、右之役人文右衛門貴殿之田地小作ニ預リ諸作仕候米金少茂不爲滯年切リニ急度爲相濟可申候若滯申候ハ、我等立合急度埒明ケ可申候彌々何々誰之田地小作仕滯リ候共又ハ協ニ而借金遣込仕候而滯候ハ、我等立合急度埒明ケ貴殿御苦勞ニ少茂カケ申間敷候事

一、山屋敷廻リ竹木ハ不及申ニ田畑廻リ御座候諸木差柳等ニ至迄枝葉ニ而モ貴殿ヨリ無下知而一本一枝モ我儘ニ伐申間敷候若違背仕キリ候ハ、其竹木並其上如何様ニ茂御意次第異儀申間敷候事

一、此文右衛門郷中御氣ニ入不申候敷貴殿御勝手地守附替被成候ハ、何時成共貴殿ヨリ小作ニ御預ケ被成候田地米金勘定仕其上何方誰之小作米金借金共ニ諸事滯茂我等共立合急度埒明ケ其上文右衛門妻子共ニ我等方引取貴殿之屋敷明ケ可申候勿論御公儀様御法度之儀ハ不及申ニ内々御仕置何ニ而モ相背ケ申間敷候若相背キ申候ハ、我等共立合急度埒明ケ貴殿ニ少モ御苦勞ニカケ申間敷候彌役人罷在候内名主方ニ仕上ケ申候勘定帳帳帳而御公儀様ニ差上申候御張面諸證文等ニ貴殿名代文右衛門名前ヲ以テ判形等可致候得共夫證據ニ用後々何角與六ヶ敷義爲申間敷候尤此文右衛門人請判惣而怪キ判形等爲致問敷候若左様義仕滯申候ハ、貴殿ニ少茂御苦勞不掛我等共急度埒明ケ可申候事

一、此文右衛門自然如何様之六ヶ敷義仕出シ候共貴殿郷中ニ少茂御苦勞ニ不掛ケ我等共急度埒明ケ文右衛門妻子共我等方引取可申候事

一、我等地守ニ罷在候田地他人之地境並木差柳阿勢ノ路ニ至迄隈ニ爲押込申間敷候若爲押込限成事御座候ハ、我等共立合急度埒明致可申候事

一、此文右衛門宗旨之儀代々淨土宗ニ而幸手領才羽村大徳寺且那御座候御法度之宗門ニ者無御座候則毎年寺請狀御公儀様ニ差上申候右之條々一ヶ條モ相背ケ申間敷候爲後日地守リ手形仍而如件

安永二年己二月

下總國葛飾郡深輪村

田畑諸役請負人 地守リ 文右衛門 御
 椿村 請人 彦左工門 御
 屏風村 〃 定七 御

同國同郡深輪村 常右衛門 殿

第二例 (イ)

田畑小作請負證文之事

一、田合九反八畝拾七步 但御檢地御水帳面也
 此小作米三拾四俵貳斗九升六合三勺 但三斗八升八
 内米貳俵三升八合是ハ役給分ニ被下候分ニ引
 殘米參拾貳俵貳斗五升八合參勺

一、畑合五反拾步 但御檢地御水帳面也
 此小作金四兩壹分永五拾壹文九分
 内金貳兩壹分是ハ役給分木下分ニ被下候分ニ引
 殘金貳兩永五拾壹文九分

右者貴殿深輪村ニ所持被成候御檢地御水帳面ニ甚兵衛名前ニ付申候田畑我等小作ニ請負諸作仕候處實正也然上ハ年々無末進米金急度相濟シ可申候且御公儀様御年貢米金之儀ハ右之小作米金之内ニ而上納仕候管ニ相定申候相殘小作米金年々十一月廿日限リ貴殿へ急度相濟シ可申候少モ遲滞仕間敷候若差滞リ申候ハ、請人差替相濟可申候其節少モ異儀申間敷候但シ年季之儀ハ當己ノ二月ヨリ實ノ二月迄拾ケ年ニ相定申候右之年季明寅ノ二月ニ罷成候ハ、右之田畑不殘貴殿へ相返シ可申候無遲々小作米金相濟シ申候ハ、何年モ此證文ヲ以テ御預ケ可被下候此證文所持被成候内者異儀申間敷候爲後日田畑小作請負證文仍而如件

安永貳年己ノ二月

下總國葛飾郡深輪村

田畑小作請負人 文右衛門 甲
 椿村 請負人 彦左衛門 甲
 屏風村 〃 定七 甲
 下總國葛飾郡深輪村
 恒右衛門 殿

第二例 (ロ)

田小作請負手形之事

一、田合壹町壹反三畝廿參步 内七畝步役面御預被成候分
 殘壹町六畝廿七步 但反ニ壹石壹斗四升代
 此小作米三拾貳俵壹升

一、田貳畝五步也ハ畑田也 寺裏 幸七裏
 此小作米貳斗四升七合

二口ノ米參拾貳俵貳斗五升七合

壹反貳畝七步 山 屋敷
 貳畝步 せんさい場
 一、畑七反八畝四步内 貳反八畝步 役 堀田分引
 貳畝五步

殘三反三畝貳拾貳步 反永六百六拾七文八
 此小作金貳兩永貳百四拾五文五分

右者貴殿深輪村ニ所持被成候甚兵衛名前ニ爲申候田畑我等小作ニ請負諸作仕候上ハ年々十一月二十日前田畑米金急度相濟シ切可申尤右請負申候小作米金之内ニ而御公儀様御年貢米金急度相濟シ可申候
 殘ル小作米金内ニ貴殿へ急度相濟シ可申少モ遲滞仕間敷候若遲々仕候ハ、何分トモ御掛リ御取可被成候其節少モ違ヒ申間敷候爲後日田畑小作請負手形仍如件

安永二年己二月

庄内領深輪村

田畑小作請負人 文右衛門 甲
 椿村 請負人 彦左衛門 甲
 屏風村 〃 定七 甲

第三例

入置申請諸役請負證文之事

一、貴殿深輪村ニ所持被成候御檢地御水帳面ニ佐次兵衛名前ニ付申候田役人ニ此乙右衛門ト申モノ儘成モノニ有之我等請負人ニ相立則爲役給面米貳俵貳斗七升貳合七勺但シ三斗八升入右之米我等諸役相勤候内ハ被下候等ニ相立申候上ハ佐次兵衛名前ニ付申候田合五反拾五分之高ニ相掛リ申候御公儀様人馬高役高錢在大豆御餅米御六尺給惣而小穀諸役入目付並役出錢何ニ而モ相掛リ申候分不殘急度相濟シ可申候若滞リ御穿鑿之儀御座候ハ、貴殿御苦勞ニ掛ケ不申我等請負人ニ相立上ハ急度埒明ケ可申候但シ年季之儀ハ當未二月ヨリ來ル子ノ二月迄申候中相定申候右年季明キ子ノ二月ニ相成候ハ、右之諸役貴殿ニ相返シ可申候事

一、右之地守リ乙右衛門貴殿之田小作仕候小作米少モ不爲滞年切リニ吃度相濟サセ可申候若指滞候ハ、我等立會急度埒明ケ可申候何方誰之田如小作ニ仕米金滞リ候共亦ハ脇ニ而借金遣込等仕指滞リ候共我等立會急度埒明ケ貴殿御苦勞ニ少モ掛ケ申間敷候事

一、此乙右衛門郷中氣ニ入不申候貴殿御勝手ニ付地守リ御付替被成候何時成共貴殿ヨリ小作ニ御預ケ被成候田方小作米勘定仕其外滞儀御座候ハ、我等請負人ニ相立上ハ急度埒明ケ貴殿御苦勞ニ掛ケ申間敷候事

一、此乙右衛門御公儀様御法度之儀ハ不及申貴殿ヨリ被仰付候何ニ而モ背カセ申間敷候若シ違背仕候ハ、我等立會吃度埒明ケ可申候彌々役人ニ罷在候内名主方ニ仕上ケ申候勘定帳庭帳惣而御公儀様ニ差上申候御帳面諸證文ニ貴殿名代ニ乙右衛門名前ヲ以印形等可致候得共夫證據ニ用後々何角ト六ヶ敷儀申サセ間敷候事

一、乙右衛門地守リ仕候田地他人之地境並木指柳等ニ至迄あせくる猥リニ押込セ申間敷候若シ押込セ猥リ成儀御座候ハ、我等立會急度埒分明ニ致指置可申候事

一、此乙右衛門自然萬一如何様之六ヶ敷儀仕出シ候共貴殿郷中ニ少モ御苦勞ニ掛ケ申間敷候我等立會急度埒明ケ可申候尤此乙右衛門ニ人請判其外何ニ而モ怪敷印形等致サセ間敷候若シ左様之儀仕差滞候共貴殿ニ少モ御苦勞ニ掛ケ不申我等立會急度埒明ケ可申候事

一、此乙右衛門宗旨之儀ハ代々禪宗ニ而鷲巢村正明寺且那ニ御座候御法度之宗門ニハ無御座候無違々小作相濟申候ハ、此證文ヲ以テ先々何年モ御預ケ被可下候此證文貴殿所持被成候内ハ何年過候共少モ違儀申間敷候爲後日諸役請負證文入置申處仍如件

寛政十一年未二月

下總國葛飾郡庄内領深輪村
諸役請負人 乙 右衛門 印
同 國同 郡同 領同 村
請 人 新 七 郎

同國同郡同領同村
忠 藏 殿

第四例 (イ)

入置申田小作諸請負證文之事

一、田合五反拾五歩 御水帳面也
此小作米拾五俵壹斗四合五勺 但三斗八升入
内貳俵貳斗七升貳合七勺 役給面ニ被下候
殘米拾貳俵壹斗貳升壹合八勺 小作也

右者貴殿深輪村ニ所持被成候御檢地御水帳面ニ佐次兵衛名前ニ付申候田我等小作ニ請負作リ申候處實正也然上ハ右之小作米之内ニテ御年買米急度相濟シ殘ル小作米年々十一月廿日限り貴殿ニ急度相濟可申候少モ遲滞仕間敷候若シ指滞候ハ、請人引請相濟可申候且右之田貴殿御勝手ニ而御取上ケ被成候ハ、何時成共相返シ可申候少モ違儀申間敷候無違々小作米相濟候ハ、此證文ヲ以テ何年モ我等ニ御預ケ被成可被下候

此證文貴殿所持被成候内ハ何年過候共違儀申間敷候爲後日小作諸請負證文入置申處仍如件

寛政十一年未二月

下總國葛飾郡庄内領深輪村
小作請負人 乙 右衛門 印
同 國同 郡同 領同 村
請 人 新 七 郎
同國同郡同領同村
忠 藏 殿

第四例 (ロ)

田畑小作請負證文之事

前島

一、田八畝貳拾六步 内四畝貳拾壹步 役給面

残り四畝五步 反ニ壹石壹斗四升代

小作米四斗七升四合九勺

西沼

一、田貳反七畝貳步 内四畝貳拾貳步 役給面

残り貳反貳畝拾步 反ニ壹石五升代

小作米貳石三斗四升四合九勺

東沼

一、田壹反九畝拾八步 反ニ九斗五升代

小作米壹石八斗六升貳合

米合四石六斗八升壹合八勺

此俵拾貳俵壹斗貳升壹合八勺 但三斗八升入

右者貴殿深輪村ニ所持被成候卯ノ御檢地御水帳面ニ佐次兵衛名前ニ付申候田我等小作ニ請負作り申候處實正也然ル上ハ右之小作米ノ内ニテ御年貢米急度相濟シ殘ル小作米年々十一月廿日限り貴殿ニ急度相濟可申候少モ遲滞仕間敷候若シ指滞候ハ、請人引請相濟可申候無遅々小作相濟候ハ、何年モ我等ニ御預ケ被成可被下候亦々貴殿御勝手ニテ右之田地御取揚ケ被成候ハ、何時成共相返シ可申候其節少シモ違儀申間敷候爲後日小作請負證文仍如件

寛政十一年未二月

下總國葛飾郡庄内領深輪村

小作請負人 乙 右衛門 印

同 國同 郡同 領同 村

同國同郡同領同村

請 人 新 七 印

忠 藏 殿

此の高役の負擔に就ては正租たる年貢に次で重視された時代であるから遠方に土地を所有せる地主等此の役面に付屢々小作人より種々の要求を提出せられ惱まされた如くである。

次の例は小作人が出作地主に對し種々の要求をなし其の容れられざる場合は忽高役を勤むる能はずとなし地主を困らした爲地主より御勘定奉行松平兵庫頭に訴ひ出た處双方呼出されて吟味を受けたが日延の上熟談の結果地守は將來難題を地主に持懸けないと云ふ内濟が出来て取下げた實例である。

文化六己二月御勘定御奉行松平兵庫頭様御掛奉高橋平作様出作地所馴合を以難澁申掛候出入一件寫

乍恐書付を以御訴訟奉申上候

野田源五郎御代官所

武洲葛飾郡植籠村

百姓 地主

訴訟人

吉 藏

馴合を以難澁申掛候出入

松下要人様御知行所

同洲同郡大塚村

地 守

相 手

勘左衛門

右訴訟人地主吉藏奉申上候私儀近村葛飾郡大塚村出作御田地所持仕候處近村ニハ御座候得共村モ相隣リ右地所ニ付等相成兼候故地守給相渡先年ヨリ相手名前ノモニ地守高役共爲相勤置候テ小作爲致年々御年貢米取極メ通リ相納來リ候然處辰年田畑共不作ニ付右地守共ヨリ同村名主又左工門武右工門善藏ノ右四人ノ者へ申出候儀ハ地主方へ是迄取極メ通リノ内畑方ハ秋作七分引屋敷付田方ハ壹反ニ付一斗八升引地主ト相對檢見入候分ハ一反ニ付三分引臨時高役相勤候分ハ高十石ニ付錢三貫文宛地主共ヨリ爲差出吳候様申シ候由私共ニ申開候ニ付相談ノ上相答可申旨申候處名主ヨリ取扱申入候ニ付早速相談致シ右名主ノ取扱ノ義ニ候間田畑共夫々ニ勘辨可致遣尤臨時賃錢ノ義ハ外村ニモ一向無之義ニ付難差出段申シ候處然ル上ハ高役不相勤ラ候間地主方ニテ可相勤段申シ難差申掛候全体文化三貫年地守共願ニヨリテ是迄ハ舊來高十石ニ付二反五畝歩ノ處右ニテハ難儀ニ候間高十石ニ付三反歩ニ致吳候上ハ以來臨時高役等ノ儀ニ付決テ難差ケ間敷申間敷管勿論格別ノ不作年ハ檢見ヲ請其節地主ノ堪辨ニ預リ度申候由右村名主ヨリ申シ候ニ付格別ノ勘辨イタシ候得共此度右休難差申出候段地主方ヨリ合力致吳候様申出候ニ付右ノ通り可差出旨名主ヨリ被申開其當意仕餘多分ノ儀故勘辨致吳候様同村年寄彦右工門善兵衛兩人相頼名主ニ申入候處名主被申候ハ減少被是申候ハ合力米請申間敷ト地主共申シ左候得ハ高役不相勤ラ候間地主方ニテ相勤候共又ハ地守附候共可致旨申開候ニ付右村名主ニ相頼候ハ私共高役相勤候儀ハ逆モ難相成勿論過急ニ地主人モ無之此儀モ何分勘辨致吳候様相頼候處日延中右雇人足賃錢多分差出ハ唯今ニモ□不相知決テ勘辨等不相成義ニ候間明日ヨリ相勤候様申開候間無據十日ノ内日延致吳候様相頼候處日延中右雇人足賃錢多分差出難儀至極仕候亦々此度モ聯合ニテ地主ニ難差申掛ケ誠ニ心外千萬奉存候第一ハ御大切ノ御田地荒地ニ相成候義モ奉恐入候ニ付不得止事ヲ乍恐此度御訴訟奉申上候何卒格別ノ御慈悲ヲ以相手ノ者召出御吟味被成下舊來ノ通り地守高役トモ相勤以來右休難差不申掛御田地荒地等ニモ不相成候様ニ被仰付被下置候様奉願上候右願ノ通御開濟御吟味被成下候得ハ地主ノ私ヲモ相勤リ御田地相續モ相成誠ニ難有仕合奉存候猶亦委細御尋ノ義ハ御吟味ノ節乍恐口上ヲ以可奉申上候以上

文化六巳年二月

御奉行所様

公事方御勘定奉行松平兵庫守様御掛

野田源五郎御代官所

武洲葛飾郡種籠村

百姓 地主

訴訟人

吉

藏

如斯目安差上候間致返答書來月十三日評定所ニ罷出可對開若於不參ハ可爲曲事モノ也
己三月十三日

御用無方加印
御用方無加印
兵 庫
若 狹
伊 勢
主 膳
肥 前
土 佐
右 京
和 泉
安 務
中 務

武洲葛飾郡大塚村

勘 左 衛 門
右 五 人 組
名 組 主 頭

差上申濟口證文ノ事

武洲葛飾郡種籠村百姓地主吉藏ヨリ同洲同郡大塚村地守百姓勘左衛門ヲ相手取聯合ヲ以難差申越候出入申立松平兵庫守様ニ奉出訴候處四月十三日御評定所ニ罷出旨ノ御裏御高列頂戴相手方ニ相附候處御差日當日双方共罷出相手ヨリモ夫々返答書ヲ以御答申上右出入當時御吟味中ニ御座候處御日延奉願上掛合ノ上熟談内濟仕候趣旨左ニ奉申上候
一、右出入双方篤ト取組候處訴訟方吉藏方ニテ大塚村出作御田地所持罷在先年ヨリ相手名前ノモノニ地守給相渡地守高役共全人方ニテ相勤小作爲致年々御年貢米取極通リ相勤來候處去辰年田畑共不作ニ付地守共ヨリ村役人ニ是迄取極通リノ内畑方ハ秋作七分引屋敷付田方ハ一

反ニ付壹斗八升地主ト相對檢見入候分ハ反ニ三分引臨時入馬高役相勘候間高十石ニ付錢三貫文宛地主ヨリ爲差出吳候様申シ候ニ付名主方ヨリ取扱申入候ニハ屋鋪付田方ノ儀ハ反ニ一斗引畑方四分引相對檢見入候分ハ相對ニ可致臨時賃錢ノ儀ハ高十石ニ付錢二貫文宛差出様申聞候間田方一斗畑方四分引ノ義ハ勘辨致可遺候得共相對檢見入並臨時賃錢ノ義ハ外村ニ背候事故自餘ノ障ニ相成候ニ付決テ難差出勿論文化三寅年地守共願ニ依テ舊來ノ高十石ニ付二反五畝歩ノ役面差置候處五畝歩増三反歩ニ致吳候上ハ以來臨時等ノ儀ハ決テ申出間敷管ニ候間此度臨時賃錢ノ儀ハ難差出申候處左候ハ、高役難相勘地主方ニテ可相勘様難題ノ不法申立尤相手方ヨリ地主村方ヘハ隔居候ヲ見込是迄再應引方共外共地主方ニテ格別ノ勘辨致遺候ヲ是與心得違私欲増長致居村ノ田地故此上勝手儘ニ可取計心底ヨリ事起畢竟及出入右得心得違難題申掛候ニ相當容易不成義ノ旨今般御吟味ノ上始末迄ニ相分リ此上御吟味奉請候テハ相手方一應ノ申披無之奉恐入候ト申シ地主方ニ種々相詫以來田畑小作ノ儀ハ不及申ニ高役人馬勤方ノ儀モ是迄ノ通り引請此上手餘リ地荒地等不出來様ニ出精イタシ村役人俱々心附等閑無之様取計以來對地主ニ聊難題ケ間敷義不申掛様萬端取計候管將又畑方引方ノ儀ハ年柄ニテ格別不作年ハ地主方ニテ相對檢見ノ上勘辨ヲ請可申候以來村方一同致地主ニ迷惑不相掛様可致管尤小作米永ノ儀ハ其年ヲ限り聊無差支急度勘定相立年延等決テ不致候管是又取極相手方ニテハ不當心得違ノ儀ハ訴訟方ニ別紙一札差入相詫候上ハ訴訟方ニテモ別心無之其外双方申争ノ儀ハ扱人貫請右一件聊無申分内濟熟談仕備ニ御威光ト難有仕合奉存候

然上ハ右一件ニ付重テ双方ヨリ御願筋毛頭無御座候依テ訴文エ一同連印濟口證文差出申處依如件

文化六己年四月二十一日

野田源五郎御代官所
 武洲葛飾郡種籠村
 百姓 地主
 吉 藏
 訴訟人
 松下要人知行所
 同洲同 郡大塚村
 地守 百姓
 相 手 勘左衛門

御 評 定 所

斯く地守に役面又は地守給の名稱にて一部小作地の小作料を免除し高役を務めしめたことは徳川末期に至る迄其儘繼續され明治初期に於ても尙河川の改修全からず屢々水害の虞があり明治三十年頃迄は役面に就て矢張り舊來の慣習通り實行されて居た。

今某家の明治二十一年田畑小作取立帳に據るに新潟縣に行はれたる水帳の如く各小作人毎に賃貸せる宅地、田、畑の面積を擧げ之れより役料面積を控除し其の殘餘の面積に對して小作料額を記入し各小作人の捺印を求めてゐる。而して小作人の變更せる場合に於ては請負手形は當然省略せられ單に小作證文(第五、第六、第七例)を徴したが請負なる字句を用ひ其れに役料額及諸役人足の種目等を明記する様になつた。

第五例

小 作 受 負 證 書

下總國中葛飾郡櫻井村大字芦橋ノ内字柳島
 一、田反別壹町七畝二十五歩
 此小作米 十石七斗一升九合 但納期限十二月八日
 同 字
 一、畑反別 壹反九畝
 内畑四畝二十七歩 役 料
 大豆 九斗八升七合
 此小作 五斗六升四合

宇柳島

一、宅地反別 壹反三畝十九步 無代役料

右ノ地所當明治二十六年ヨリ來ル二十八年迄三ヶ年ノ間小作受負候處實正也然上小作納期限ノ通無遲滯皆濟可致候若凶歉ノ年柄二分以上損毛被認候節ハ立毛見届ヲ受引方可致候納期限リニ至リ小作納方相濟候ハ諸人引受早速辨濟可致候且年季中我等方ニ於テ諸作精々致シ地所返還仕間敷ハ勿論ニ候得共地所御入用ノ節ハ何時タリトモ早速御返シ可申候

一、前記耕宅地反別壹町四反十四步小作受負仕候ニ付地守諸役人足給(當ツカヒ)トシテ畑宅地一反八畝十六步御給與被下候ニ付右地所ヘ相掛候現防並出水準備儀用惡水路浸灌刈道路掃除總テ村中慣例定式ノ諸役人足我等方ニテ悉皆相勤可申候若落度有之候節ハ受人引受早速埒明申候

一、宅地ノ義 前書ノ通り無代借地仕辱致候然ル上ハ耕地等大切ニ保護可仕候現在ノ地所境界並耕作道等無届ニテ變換仕間敷候右ノ通り田如小作並ニ諸役人足請負候處相違無之候依テ請人連署小作受負證書入置候處如件

- 下總國中葛飾郡櫻井村大字芦橋
- 小作受負人 大塚 ○ ○ 印
- 同 郡富田村大字立節三十一番地
- 受 人 今成 ○ ○ ○ ○ 印
- 同 郡櫻井村大字芦橋四十七番地
- 受 入 中村 ○ ○ 印
- 同 縣大字深輪
- 關口 ○ ○ 後見人
- ○ ○ 殿

第六例

小作請負證書

下總國中葛飾郡神間村之内

一、田反別 五反九畝拾貳步

内五畝廿九步 地守給諸役人足給ニ引

殘テ

田五反三畝十三步

此小作米 四石九斗四升四合壹勺

納期限年々十二月二十日

此儀 拾貳俵壹斗四升四合壹勺 但シ四斗入

右地所本年ヨリ來ル明治廿二年迄小作請負候所實正也然ル上ハ前書納期限ノ通り年々無相違皆濟可致候若違作之年柄等有之候節ハ立毛見届ケ請相當之引方可乞將納期限ニ至リ小作納方相滯候ハ、請人引受速ニ辨償可致候且年季中我等方ニ於テ諸作精々致シ地所返還ハ申間敷勿論ニ候得共萬一仕附期節後レ或ハ荒シ作節ハ何時タリトモ早速御返可申候且請負境界等ハ大切ニ保護可致候依テ請人連印小作請負證書入置申所如件

- 明治二十年五月
- 下總國中葛飾郡神間村
- 小作人 名倉 ○ ○ ○ ○ 印
- 引請人 名倉 ○ ○ ○ ○ 印
- 同國同郡櫻井村
- 百瀬 ○ ○ ○ 殿

第七例

小作證書

下總國中葛飾郡神間村之内

現在此の地方に於て家守と稱するものは前述せる世襲的地守及門分小作より出でたるもの、外屋敷のみを借地せるものを包含せられてゐるが最後のものは何等特殊的關係を認むることが出来ない、今之等地方に就き普通の小作關係と異つてゐる點を擧ぐれば次の様なものである。

(一) 宅地及耕地と一括して小作するを本体とし間々宅地のみのも又は田若くは畑のみのもがある。一、家守とは地主の建築したる家屋(無料)に住み主として其の地主の田畑を耕作するものを云ふ。

地守とは宅地のみ借受け居るものを云ふ(無料多し)主として其の地主の田畑を耕作するものなり。

(八代村)

一、單に宅地のみのもあるも多くは田畑をも耕作しつゝあり。(田宮村、幸松村、高野村、富多村)

一、宅地のみのも、田畑を一括したるもの、畑のみのも。(南櫻井村)

一、宅地のみものなり。(杉戸町)

一、大体に於て田畑宅地とす。(櫻井村)

(二) 地主、小作人共世襲的になつてゐる。

(八代村、田宮村、堤郷村、幸松村、高野村、富多村)

一、今日迄の實際は世襲的と認む。(櫻井村)

一、世襲なし。(南櫻井村)

(三) 地主と小作人の關係は前項に述べたる如く世襲的のものが多いので從來と同一の關係を保持し特に親密であるが思想の影響に依り家守と稱せらるゝことを嫌ふものあり漸次普通の小作關係と全二になる傾向がある。

一、従前の如き事なし只普通小作人より密接にして現今之れを兎分と稱へつゝあるものを普家守と呼びたるものなり。(八代村)

二、近時思想の變化に伴ひ情誼昔日の如くならざるも一般小作者間に比し親密の傾向あり。(田宮村)

一、舊來の關係を保持せらる。(堤郷村、杉戸町、幸松村、高野村、富多村)

一、従前の如く異らざる様認む。(櫻井村)

(四) 小作料の額は普通小作料と異なる處がない、只杉戸町のみは普通小作料より幾分安くなつてゐるが田畑に就ては役面を支給しない。

(五) 地主の小作人に對する給與は役面又は役料と稱する小作料の一部免除と温情より來る物品の惠與とがある、役面の額は明治三十五年頃迄は小作地面積の約一割若くは宅地小作料の全部を免除したのであるが、現在之れを全廢した村もないでは無いが今尙持續してゐる處では宅地の全部又は一部を無料にて居住せしめ更に田畑面積若くは小作料額の五分内外を免除するものなどがある。

一、宅地料を無料とするもの少數にして多くは一、二割安い程度とす。(堤郷村)

一、宅地の一部分を無料とす。

(杉戸町)

一、宅地の小作料と田畑各三畝歩位當の小作料を免除しありしも最近に至り之れが給與を取り消したるものあるを認む。

(櫻井村)

一、宅地は無料にて田は反三升引なり。

(幸松村)

一、昔は役免とか拾扶持と云ふ事がありし様な事を聞きましたが今日は特種事項なければ給與せぬ様であります。

(南櫻井村)

一、大正三年頃耕地整理完成迄は宅地無料田畑一割程度の役免引あり其の儘慣行を持續する一、二の地主あるも殆んど普通小作料に改訂せられた。

(富多村)

一、一部の家守は従前の如く宅地無料あり。

(八代村)

(六) 世襲的關係があるので地主も小作人に對しては役面の外種々面倒を見る慣習となつてゐる。

(八代村、幸松村、高野村、富多村)

一、不慮の災厄等あるに際しては生活狀況に依り金品の援助を爲すの慣行あり。

(田宮村)

一、定まりたるものは無けれ共家守の困りたる時は之れを助けて相當面倒を見て居れり(堤郷村)

(七) 古來高役其他地主の庸役に服したことは既に述べた處であるが現在は地主の使走り又は人寄せ或は農繁期手不足等の場合に於ける手傳等で常に地主の家庭に出入してゐる。

一、主として使走り(勞銀無料又は安勞銀)無人のとき夜警の場合日傭等を他に求むる事能はざる場合に使用すること。

(八代村)

一、年始歳暮には地主の家を訪問するの風習あり。

(田宮村)

一、勞力を以て手傳等をなす。

(堤郷村)

一、地主の家に人寄若くは手不足の場合は之れに手傳に趣く。

(杉戸町)

一、地主の必要に應し何れの時期にも不拘手傳すべき義務あり。

(櫻井村)

一、冠婚、葬祭、大掃除、家作修理、其他臨時必要の場合等には率先し勞力を提供す。

(幸松村、富多村、高野村)

(八) 地主か變つた場合前地主と同一の關係を繼續することになつて居つたが近年に於て其の關係が漸次薄らぎて普通小作と何等異なるなきに至つたものがある。

一、舊地主との關係あり但し幾分薄らく點あり。

(八代村)

一、地主の變ると共に凡ての關係も自然杜絶す。

(田宮村)

一、變化なし。

(南櫻井村)

一、變化する場合あり。

(堤郷村)

一、新らしき地主に義務を行ふ。

(杉戸町)

一、今日迄の事情に依れば前地主と關係全じ。

(幸松村、櫻井村、高野村)

以上述べたる如く家守小作の慣習は永小作の性質を多分に含むも地主の生活苦と土地の異動等に依り漸次破壊され行く運命にあるものと云はねばならぬ。

四、家守小作と小作爭議

家守小作は既に述べたる如く地主の温情關係濃厚なると小作人の依賴的觀念に捕はれて居る爲紛擾を生じたことが少い、今小作調停法實施以來家守小作としての爭議は僅かに昭和九年二件を數ふるのみで何れも役面の支給に關するもので其の事例は次の様である。

(一) 役面支給要求事件

場 所 北葛飾郡櫻井村大字倉常
 面 積 田一町一畝二十六歩
 畑九反五畝二十八歩
 地 主 一人
 小作人 二人
 發 生 昭和九年四月四日
 終 熄 全 年四月十四日

(イ) 原 因

地主渡邊某は本件田畑を昭和七年末名倉某より買受けたるも前地主の支給し來れる役面の支給を拒絶したるに因る。

(ロ) 争 點

當村の慣行たる役面料は新地主が當然支給すべきものなりと小作人が主張するに反し地主は買受ける際斯ることは知らざりしを以て支給せすと云ふにある。

(ハ) 經 過

小作人新井某外一名は昭和八年七月より再三地主に對し前地主通り役面の支給を要求したるも新地主は斯る要求に應ずる能はずとし拒絶したるを以て止むなく小作人は前地主と同一の小作料額を支拂ひ置きたるに地主は手代を遣し數回に亘り督促し若し強硬に主張するときは小作地引上を行ふべしと威赫したる爲小作人より昭和九年四月四日浦和地方裁判所に小作調停の申立を爲した。

(ニ) 結 末

昭和九年四月十四日全村役場に調停期日を開き次の調停條項に依り解決した。

- 一、相手方は別紙土地目録(省略)記載の土地を申立人(省略)に夫々左の小作料にて引續き賃貸すること。
- 二、小作料は年額申立人甲に於ては田合計五反四畝十歩に對し六石一斗九升四合、畑合計四反八畝八歩に

對し大麥四石三斗四升四合及大豆二石四斗一升三合とし申立人乙に於ては田合計四反七畝十六歩に對し
玄米五石四斗一升九合、畑合計四反七畝二十歩に對し大麥四石二斗八升九合九勺及大豆二石三斗八升三
合三勺とす。

三、右小作料を納入したる時は相手方は申立人甲に對し前記田小作料に付ては玄米一斗二升六合、同畑小
作料に付ては大麥二斗八升一合五勺及大豆一斗三升四合五勺を申立人乙に對し前記田小作料に付ては玄
米一斗四升一合六勺同畑小作料に付ては大麥二斗四升四合五勺及大豆一斗五合二勺を各木庇引及諸役料
として給與す。(以下省略)

(二) 役面支給要求事件

場所 北葛飾郡富多村大字神間

面積 田四反八畝十九歩

地主 一人

小作人 一人

發生 昭和九年一月二十八日

終 熄 昭和九年四月十九日

(イ) 原因

當地方に於ては從來役面料支給の慣行があつたが本件の小作人名倉某に對し地主大瀧某の亡父より明治四十
五年全村中庄内耕地整理組合工事着手の際役面料支給方を大正四年迄猶豫ありたき旨の申込みがあり小作人
は之れを承諾したるに相手の地主は大正八年中に死亡し爾來現地主に至つて之れを支給せざりし爲昭和六年
末全村大字神間〇〇會長鈴木某に依頼し明治四十五年より昭和六年迄二十ヶ年分の役面料玄米八石四斗の支
給方を交渉したる處鈴木某は其の代金として金八十圓を受領し乍ら小作人名倉某に對しては金十圓を交付し
たのみであつた。其の後昭和八年八月鈴木某は恐喝横領の廉に依り越ヶ谷區裁判所檢事局の取調を受け其の
取得分金七十圓を地主に返還する事とし役面料に付ては今後訴訟に依り請求すべく諭された事實がある。斯
くて小作人は全年十二月偶々篩行商中の濱島某に煽動せられ全人に一任したるを以て濱島某は同輩小林某と
共に全年十二月二十二日地主を訪問し役面料の支給を交渉したるも地主より拒絶せられたる爲争議となつ
た。

(ロ) 争點

小作人は明治四十五年より昭和八年迄二十二ヶ年分の役面料支拂方を地主に要求し地主は明治四十五年全村
内に耕地整理施行せられ其の経費を地主が負擔し居るを以て中庄内耕地整理組合の申合に依り之れを撤廢し
爾來實行し來りたるものにして今更支給の義務なしと云ふにある。

(ハ) 經過

小作人は昭和九年一月二十四日付にて地主に對し小作人代理小林某の名義を以て役免料支拂の催告を爲したるに地主は斯る小作人に小作せしむるを快しとせず小作人に對し一月二十八日付にて賃貸契約解除條件付小作料支拂の催告を爲し更に全月三十日小作米の假差押を執行した依つて小作人は二月三日越ヶ谷區裁判に役免料請求の訴訟を提起したる處二回に亘り口頭辯論ありたるが地主は三月六日全區裁判所に小作料請求並に土地明渡訴訟を提起し三月七日土地入禁止假處分の執行をなした。斯くの如く地主の態度強固なるに加へ小作人は自己の提起せる役免料請求の訴訟も三月十三日の第二回辯論に於て敗訴の形勢にありたるを以て示談の上小作契約繼續するを得策とし全日役免料請求訴訟の取下を爲し地主に對しても土地返還訴訟の取下方を懇願したるも地主は之れに應せざりし爲三月十四日浦和地方裁判所に小作契約繼續の調停申立を爲した。

(二) 結 末

四月七日及全月十九日の二回に亘り調停委員會を開き極力小作契約繼續を徳憑したるも地主の態度強固なるに一方小作人は訴訟等の爲意外の出費を要したる際とて幾何かの涙金にて返地に應ずる旨軟化するに至りたるを以て四月十九日左記條件にて調停が成立した。

- 一、小作人は地主に對し直ちに返地すること。
- 二、地主は昭和八年度の小作料玄米十一俵三斗九升を免除し尙紫雲英代とし玄米三俵を交付すること。

三、地主が自作せず他に小作せしむる際は申立の小作人に小作せしむること。

五、結 語

家守小作は從來小作地の世話人に對し報酬として其の小作地の内若干歩を家守給とし無料にて小作せしむる制度の様述べられて居るが本縣の實情から見れば稍其趣を異にしてゐる。今其の概要を述べれば次の如くである。

- 一、小作地に賦課せらるゝ高役其他を小作人に請負はしめ其の報酬として地主から役面を支給し其の小作人を地守と呼んだのに端を發してゐる。
- 二、役面は地主より金穀を支給するものと賃貸地の一部に對する小作料を免除するものとの二種があり後者は現今に至る迄其の慣習が残つてゐる。
- 三、地守の契約には地守請負手形を徴し更に小作地に就ては小作請負證文を徴して居つたが明治維新以後は單に小作證文を徴するのみになつた。
- 四、幕末に至つては不在地主の小作地管理者又は門分小作をも包含し一般に家守と稱せられるに至つた。
- 五、明治の末葉に至つては地主が町村費、部落費、水利組合費を負擔することとなり小作人の義務が著るしく輕減せられたる爲役面を全廢せる町村を生じ、其他の町村にありても之れが支給額を減ずる等單に温

